

# News Release



【平成30年4月5日（木）14時発表】

## ▼南丹市移住者起業支援事業について

### ■概要

地域の新たな担い手となる移住者の定着を図るため、移住者の起業に必要な施設等の整備に対して、補助金を交付する制度を平成30年度に創設しました。

### ●補助対象者

下記の要件をすべて満たす移住者または代表者が移住者である法人

- ①整備する施設等と同一の移住促進特別区域<sup>(※)</sup>内に居住していること
- ②申請日時点において、本市に移住した日から3年を経過していないこと
- ③起業する事業は、地域活性化に貢献するものであって、継続発展が見込まれること
- ④居住地域の区等に参加し、地域活動などに積極的に参加すること
- ⑤市税などの滞納がないこと

※移住促進特別区域

京都府UIJターナビのサイト (<https://kyoto-ui.jp/akiyanouchi/area>) を参照

### ●補助対象経費

空き家等を活用した店舗などの開設に必要な改修費・敷地整備費・設備機器整備費・設計費など

### ●補助金額

補助対象経費の2/3以内（上限300万円）

※用地取得費・補償費は対象外

### ◆この記事に関するお問い合わせ

企画政策部 定住・企画戦略課 担当：下田（電話 0771-68-0003）